

議案第 125 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、
市民部の所管する部分について

議案第 125 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、市民部の所管する部分についてご説明申し上げます。

最初に、歳入でございます。

24 ページをお願いします。

款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 2 総務費雑入、説明欄「埋蔵文化財包蔵地発掘調査費負担金」は、宅地造成などの開発工事に伴う発掘調査のための原因者負担金であります。

以上、歳入の説明といたします。

次に、歳出について、ご説明いたします。

29 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 19 自治振興費の 2,326 千円の減額及び目 20 支所費の 52,063 千円の増額は自治協働課の、目 21 市民交流費の 1,937 千円の減額は文化振興課、長等創作展示館、市民文化会館の、目 22 スポーツ振興費の 155,968 千円の増額の一部はスポーツ課の、目 23 消費生活センター費の 3,484 千円の増額は消費生活センターの、目 24 文化財

保護費の 2,542 千円の増額は文化財保護課の、目 25 博物館費の 3,736 千円の増額は歴史博物館の、それぞれ所属職員の変動等に伴う人件費の補正であります。また、目 24 文化財保護費の説明欄 3「埋蔵文化財発掘調査受託費」は、開発工事等に伴い受託した発掘調査の作業員等の経費であります。

32 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費の 24,460 千円の減額は、戸籍住民課の、所属職員の変動等に伴う人件費の補正のほか、マイナンバーカード交付事務費補助金の精算返還金であります。

戻りまして、5 ページをお願いします。

債務負担行為について、ご説明いたします。

第 2 表 債務負担行為補正、追加の表中、事項欄 1 段目、「スカイプラザ浜大津管理運営事業費」と事項欄 2 段目の「大津市伝統芸能会館管理運営事業費」は、議案第 165 号「指定管理者の指定について」に関連するスカイプラザ浜大津と大津市伝統芸能会館の指定管理委託料に係る債務負担行為であり、期間を令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間としております。なお、限度額につきまして、スカイプラザ浜大津は 92,235 千円、大津市伝統芸能会館は 69,010 千円に設定するものであります。

事項欄 3 段目、「市民プール管理運営事業費」は、議案第 169 号「指定管理者の指定について」に関連する大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プールの指定管理委託料に係る債務負担行為であり、期間を令和 7 年度から令和 9 年度の 3 年間とし、限度額を 37,989 千円に設定するものであります。

事項欄 7 段目、「斎場管理運営事業費」は、議案第 166 号「指定管理者の指定について」に関連する斎場の指定管理委託料に係る債務負担行為であり、期間を令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とし、限度額を 155,205 千円に設定するものであります。

歳入、歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第 125 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、市民部が所管する部分についての説明であります。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。